

小学校就学前
(4月1日) 通院まで

国保からのお知らせ

小児の特別医療の助成が、延長されました。

(国保以外の保険に加入されていても対象となります。)

岩美町は町独自の事業として特別医療費助成事業の延長を実施しています。平成18年4月1日から小児医療費の通院に関する対象年齢を『5歳未満』から『小学校就学前』までに拡大しました。

受給資格証はありませんので交付手続きは必要ありません。医療費の自己負担額を一旦医療機関へお支払いいただき、役場住民生活課に医療費助成申請をしてください。(1回につき、530円を差し引いた金額を助成します。)

ただし、保険のきかないもの(容器代等)は助成対象外です。

【申請に必要なもの】 健康保険証、領収書、印鑑、通帳等振込口座のわかるもの

病院の窓口 (3割負担)	役場住民生活課へ請求 領収書・保険証・印鑑・ 口座のわかるもの	審査後指定口座へ 振り込み

なお、5歳未満の乳幼児の医療費及び、小学校就学前の幼児の入院費の助成については従前のとおり、受給資格証の交付を受けてください。詳しいことは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

住民生活課 子育て支援係

☎73-1415

国民年金の口座振替が便利でお得です

口座振替は、金融機関等の窓口での現金納付に比べて便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引落としされる翌月末振替と、毎月の保険料がその月の月末に引落としされる当月末振替(早割)があります。早割は月額50円が割引されます。

国民年金の保険料(定額)は、月額13,860円(18年度価格)です。

●平成19年度分の1年前納の申込みできます

平成19年度の割引額は、現時点では未確定ですが、平成18年度年間割引額は、3,490円となっています。すでに口座振替による前納が行われている方は、自動的に継続します。

手続きについて { 基礎年金番号の記入が必要ですので、年金手帳で基礎年金番号を確認ください。
また、金融機関届出印が必要となります。
役場住民生活課、または、金融機関に申し込み用紙が備えてあります。 }

お問い合わせ先

役場 住民生活課 住民係
鳥取社会保険事務所

☎73-1415

☎27-8311